

(続紙 1)

京都大学	博士 (経済学)	氏名	吉田 健三
論文題目	アメリカの年金システム		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は年金システムを題材にアメリカ・モデルの本質に迫ることを目的とし、「小さな政府」や「大きな民間」といった外形的な輪郭による一般的な自由主義像ではなく、奥行きを持つアメリカ独自の理念と論理の体系に焦点が当てられる点に特徴がある。それは、年金システム全体に貫徹する自助の規範と、その実現を支えるべく発展した社会保障年金における基礎的保障、企業年金における受給権保護の論理だといえよう (序章)。</p> <p>本論文は、序章、終章を合わせて全部で8つの章から構成されている。第1章では21世紀初頭に退職する勤労者の理想的な「モデル年金」を入り口として、企業年金と社会保障年金から構成されるアメリカの公私二層システムの分業関係が分析される。ここでは、両者による自助の規範の共有、企業年金における高所得者の優遇、多様性、限定性、法による権利保護、ダイナミズムと、社会保障年金における社会的充足性、統一的で普遍的な適用範囲、規模によるリスク抑制、安定性が対照的に提示される。</p> <p>次に、アメリカ年金システムの形成と確立の過程が展開される。その出発点は、20世紀初頭に現れた「福祉資本主義」期の年金プランである。同モデルは、19世紀末からヨーロッパで進行していた社会保険に対抗するアメリカ的理念の象徴であった。しかし、それは退職後所得保障の柱としては、提供や設計に関する任意性が生み出す、加入や給付水準の多様性、また給付実施や準備に関する任意性による「没収リスク」や「破綻リスク」など年金給付リスクという限界があった (第2章)。アメリカの年金システム歴史は、この「福祉資本主義」の問題の克服過程として捉えられる。1935年に成立した社会保障年金は、社会保険の導入によって雇用主の任意性を完全に排除することで、給付設計や加入に関する多様性を失わせ、給付リスクを抑制するアプローチであった。社会保険導入への激しい抵抗を経ることで、同制度に与えられた最小限の給付水準、土台としての個人的衡平、財政的自立、社会的充足の機能、普遍性といった独自の規範を、本論文では「基礎的保障の論理」と呼ぶ (第3章)。一方、第二次世界大戦後の企業年金の分野では、提供や設計に関する雇用主の任意性を前提に、年金給付を稼得された権利として保護する方法が発達した。1974年に成立したエリサ法は、戦後に自生した受給権保護の論理を政府が補完する法律であった (第4章)。</p> <p>最期に、年金システムの再編期が検討される。1970年代以降、「福祉国家の危機」と呼ばれる環境変化の中でアメリカの年金システムは変動期を迎えた。この過程で、基礎的保障の論理は、制度の安定要因として作用した。社会保障年金は、1977年及び1983年の二度の大規模な数量調整を経ながらも、その骨格は維持されている (第5章)。一方、企業年金では、伝統的な年金プランから新しい401(k)プランへの急速な移行が進んだ。401(k)プランの普及現象は、受給権の所有権への発展であり、自助の規範の強化の過程であった (第6章)。豊かで安定的な年金給付という観点から見れば、アメリカの年金システムは、到底すぐれているとはいえないが、年金システムの将来を展望する上で、自由や自助に固執し、それに伴う諸問題にも直面してきたアメリカの経験は直視されるべきだと著者は結論づける (終章)。</p>			

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、アメリカの年金制度を、その草創期から現在まで徹底的かつ体系的に解明し、その本質と特徴を浮き彫りにした初めての邦語研究である。本論文の貢献は特に、(1)アメリカ年金制度の背後にある理論と思想の解明、(2)制度の本質理解、そして、(3)それがどう機能しているのかという点に関する実証研究、どの点を取っても既存の邦語研究の水準を塗り替える新しい貢献といえる。

特に、安易に欧州の年金制度と比較し、アメリカの年金制度の欠陥を指摘して断罪する「上から目線」の陥穽に陥らず、アメリカの経済構造や社会保障システムの発達を分析する中から、内在的な評価の視点を打ち出そうとしている点は、好感を持って受け止められるし、この点は、他の既存研究とは異なる本論文の大きな意義である。さらにいえば、本論文はアメリカ年金制度の解説に留まらず、各章でアメリカの経済構造の変化に着目し、それに対応した社会運動の展開や、それを支えた思想の分析が冒頭に置かれている。その上で、それぞれの時代区分ごとのアメリカ年金制度の特徴を浮き彫りにしていくという手法を取っているが、これは、アメリカ年金制度の画期について、邦語文献として時代区分を初めて行った点とともに、今後のアメリカ年金制度研究の基礎になっていくと考えられる。以上の結果から、本論文の研究成果については、各審査委員より高い評価が与えられた。

本書の1つの重要な貢献は、現在に至るまでアメリカの年金制度の骨格をなしているエリサ法の重要性を正当に評価し、位置づけたことであろう。欧州を基準としてアメリカの年金制度をみると、雇用主が年金を給付するか否か、そしてどのような制度を構築するか、という点をめぐって任意に決定できる点が、被用者の権利保護という観点からみて低い評価にならざるをえない側面をもっている。しかし著者は、そのような任意性にもかかわらず、エリサ法が強力な受給保護の論理を打ち立てたことで、いったん年金の給付が開始されれば、被用者の権利がこの法の下で強力に保護されること、そしてこの点については、連邦法が強制力で担保し、任意性をもった年金制度を補完していることを本章は明らかにした点は、年金研究に関する通説的理解を覆している点で、重要な貢献であろう。

アメリカの年金制度の現代的意義という点で重要な貢献をなしているのが、第6章である。福祉国家再編、サービス経済化、そしてグローバル化といった社会経済構造の変化を背景として、アメリカは最も早くこれらの変化に対応する年金制度の再編を進めたことが明らかにされている。それが、伝統的な年金プランから401(k)プランへの急速な移行である。これに対しては、退職者の所得保障に失敗したとの批判が行われているが、著者は、第4章で分析されたエリサ法の下で強固な受給権保護が行われており、このような制度再編期にこそ、被用者の没収リスクや破たんリスクを抑制し、雇用主に対しては合理的な年金資産の積み立てや改廃の選択を促す役割を果たしていたことを本章で明らかにしている。この点は、401(k)プランの評価という点にも関わって、現代アメリカ年金研究への重要な貢献といえよう。

ただ、こうしたアメリカ年金制度の急激な変化が、近年はますます金融的側面と結びつくようになってきている点の分析がきわめて弱いのは、本論文の弱点である。しかし、それは本論文の達成した成果を損なうものではなく、著者の今後のさらなる研究の発展に待つべき論点である。

以上の問題点にもかかわらず、本論文がアメリカ年金制度に関する邦語初の体系的で本格的な分析であり、有意義な分析結果を引き出したという点で、審査員は意見の一致をみた。よって平成24年12月14日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、全員一致で合格と認めた。